

最終改正:平成29年9月15日条例第19号

改正内容:平成29年9月15日条例第19号 [平成30年10月1日]

○阿蘇市農林水産物処理加工施設条例

平成18年8月10日阿蘇市条例第38号

改正

平成29年9月15日条例第19号

阿蘇市農林水産物処理加工施設条例

阿蘇市農林水産物処理加工施設条例(平成17年阿蘇市条例第152号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、阿蘇市農林水産物処理加工施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 阿蘇市の農産物の付加価値を高めるため、地元農産物を利用した特産品、手づくり品の製造加工及び試作研究に取り組み、農家所得の向上と就業機会の確保を図るため、阿蘇市農林水産物処理加工施設(以下「加工施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第3条 加工施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
阿蘇市農林水産物処理加工施設	阿蘇市一の宮町宮地538番地1
阿蘇市農畜産物処理加工施設	阿蘇市小里781番地

(管理)

第4条 加工施設は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運営に努めなければならない。

(業務)

第5条 加工施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地元農産物を利用した特産品、手づくり品の製造加工及び試作研究に関する業務
- (2) 農家所得の向上と就業機会の確保に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務

(休館日)

第6条 加工施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
- (3) 年末年始(12月29日から同月31日まで及び1月1日から同月3日まで)

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第7条 加工施設の開館時間は、午後9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(使用許可)

第8条 加工施設の施設及び設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の対象者)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、加工施設の使用許可の対象者は、原則として阿蘇市在住者、又は市長が特に必要と認める者とする。

(使用義務)

第10条 第8条第1項で使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、市長が指示した事項に留意し、常に善良な使用者としての注意をもつて使用しなければならない。

(使用の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、加工施設の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。
- (3) 施設、又は備品を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認めたとき。
- (4) 感染症疾患又はその他の病気で他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めたとき。
- (5) その他管理上支障があると認めたとき。

(使用料)

第12条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の不還付)

第13条 納付された使用料は、還付しないものとする。ただし、使用者の責めによらない事由により使用することができないときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第14条 市長は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用許可の取消し等)

第15条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取消し、若しくは変更し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例、又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 市長、又は関係係員の指示に従わなかつたとき。
- (3) 第8条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請により許可を受けたとき。

(原状回復)

第16条 使用者は、加工施設の使用が終わったときは、清掃及び整理整頓に努め、使用した施設及び設備を原状に復さなければならない。

2 塵芥等については、使用者が持ち帰るものとする。

(指定管理者による管理)

第17条 加工施設の管理は、法第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により加工施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、加工施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により加工施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条、第10条、第11条及び第15条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により加工施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が加工施設の管理を行うこととされた期間前にされた第8条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により加工施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が加工施設の管理を行うこととされた期間前に第8条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第18条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条各号に掲げる業務
- (2) 施設の使用の許可に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が施設の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第19条 第12条の規定にかかわらず、加工施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に加工施設の施設及び設備の利用にかかる料金(以下「利用料金」という。)を収受させることができる。

2 利用料金の額は、第12条に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により利用料金の減免又は還付をすることができる。

(損害賠償)

第20条 故意又は過失により加工施設の施設又は設備等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部、又は一部を免除することができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の阿蘇市農林水産物処理加工施設条例第3条第2項及び阿蘇市はな阿蘇条例第4条の規定により管理を委託している阿蘇市農林水産物処理加工施設及び阿蘇市農畜産物処理加工施設の管理については、平成18年8月31までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成29年9月15日阿蘇市条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第12条関係)

区分	名称	使用料(税込)			備考
		1時間当たり	1日当たり	1ヶ月当たり	
阿蘇市農林水産物処理加工施設	—	600円	5,000円	100,000円	阿蘇市在住者以外の者の利用については、倍額とする。
阿蘇市農畜産物処理加工施設	豆腐製造室	—	3,000円	—	冷蔵設備等の利用を含むものとする。
	納豆製造室	—	3,000円	—	
	味噌製造室	—	4,000円	—	
	漬物製造室	—	3,500円	—	
	冷凍食品製造室	—	14,000円	—	

最終改正:平成29年9月13日規則第22号

改正内容:平成29年9月13日規則第22号 [平成30年10月1日]

○阿蘇市農林水産物処理加工施設管理規則

平成17年2月11日阿蘇市規則第107号

改正

平成29年9月13日規則第22号

阿蘇市農林水産物処理加工施設管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、阿蘇市農林水産物処理加工施設条例(平成18年阿蘇市条例第38号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続)

第2条 阿蘇市農林水産物処理加工施設(以下「加工施設」という。)を使用するものは、使用日の前5日までに農林水産物処理加工施設使用許可申請書(様式第1号)に必要事項を記入の上、条例第12条に規定する使用料を添えて申し込まなければならない。

2 市長は、使用許可したときは、申請者に農林水産物処理加工施設使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(使用料の減免の手続)

第3条 条例第14条の規定により使用料の減免を申請する場合は、農林水産物処理加工施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(運営協議会)

第4条 市長は、加工施設の事業を効率的に運営するため、運営協議会を設置しなければならない。

2 運営協議会の構成員については、市長が別に定めるものとする。

(遵守事項)

第5条 施設の使用については、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 秩序を保持し、器物又は施設を傷つけないこと。なお、施設及び附属施設を破損したとき、又は異常を発見したときは、直ちに管理者に申し出てその指示に従わなければならない。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (3) 加工施設では、決められた服を着衣すること。この場合において、加工施設以外では当該服を着衣しないこと。
- (4) 使用者は、関係係員の指示に従わなければならない。
- (5) 使用時間を守ること。
- (6) 加工施設に入る場合は、足洗い場において白長靴の消毒を行うこと。
- (7) 市長の許可のない者の出入りについては厳禁する。

(事故障害)

第6条 加工施設内における使用中の事故障害については、管理者は、一切その責めを負わない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の一の宮町農産加工所管理規則(平成3年一の宮町規則第3号)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成29年9月13日阿蘇市規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)
様式第1号(第2条関係)

農林水産物処理加工施設使用許可申請書

年　月　日

阿蘇市長　　様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

阿蘇市農林水産物処理加工施設を使用したいので、許可されたく申請します。

使 用 す る 加 工 施 設	<input type="checkbox"/> 阿蘇市農林水産物処理加工施設 <input type="checkbox"/> 阿蘇市農畜産物処理加工施設		
使 用 目 的			
使 用 団 体 及 び 代 表 者 名		使 用 人 員	人
使 用 期 間	年　月　日	時　から	年　月　日　　時　まで
製 造 ・ 試 作 内 容			
※ 使 用 料	使 用 料	円	減 免

注意

※は、記入の必要はありません。

使用料等の減免を必要とする場合は、使用料減免申請書も併せて提出すること。

農林水産物処理加工施設使用許可書

年 月 日

様

阿蘇市長

阿蘇市農林水産物処理加工施設の使用について許可します。

使 用 す る 加 工 施 設	<input type="checkbox"/> 阿蘇市農林水産物処理加工施設 <input type="checkbox"/> 阿蘇市農畜産物処理加工施設		
使 用 目 的			
使 用 団 体 及 び 代 表 者 名		使 用 人 員	人
使 用 期 間	年 月 日 年 月 日	時 から 時 まで	
製 造 ・ 試 作 内 容			
※ 使 用 料	使 用 料	円	減 免

※使用に際しては、条例、規則を遵守の上、管理者の指示に従うこと。

様式第3号(第3条関係)
様式第3号(第3条関係)

農林水産物処理加工施設使用料減免申請書

年　月　日

阿蘇市長　　様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

阿蘇市農林水産物処理加工施設を使用するに当たり、次の理由により使用料を減額し、又は免除していただきたく、阿蘇市農林水産物処理加工施設管理規則第3条の規定により、使用料の減免を申請します。

記

1 使用する 加工施設	<input type="checkbox"/> 阿蘇市農林水産物処理加工施設 <input type="checkbox"/> 阿蘇市農畜産物処理加工施設
2 理由	
3 使用期間	年　月　日　時　から 年　月　日　時　まで